

四国がんセンターにおける 医事業務等委託の公募の公示(再度公告)

独立行政法人国立病院機構四国がんセンターでは、医事業務を行う事業者を公募することとしますので希望する者は、以下のとおり企画提案書を提出願います。

経理責任者
独立行政法人
国立病院機構四国がんセンター
院長 山下 素弘

1 業務委託概要

- (1)業務委託名
医事業務等委託 一式
- (2)業務委託の仕様等
仕様書による。
- (3)契約期間
令和7年10月1日 から 令和9年9月30日 まで
- (4)履行場所
独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター

2 競争参加資格について

競争参加者は、次に掲げるすべての条件を満たすものとします。

- (1)独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。
- (3)競争見積の開封までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でA、B、Cの等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5)過去3年間に病床数300床以上の病院において契約実績を有する者であること。
- (6)独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (7)次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ・ 提出を要する書類に虚偽の事実を記載した者
 - ・ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

3 企画提案書を特定するための評価内容

- (1)会社概要
- (2)ワーク・ライフ・バランス等の推進について
- (3)医事委託業務に係る具体的事項
- (4)人員の配置及び服務、従事者の確保について
- (5)教育研修体制及びその他事項
- (6)その他提案について
- (7)受託金額について

4 手続き等

(1) 担当課・係

〒791-0280 愛媛県松山市南梅本町甲160
独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター事務部 企画課 業務班長
TEL 089-999-1153

(2) 説明書の交付期間及び交付場所

ただし、土曜及び日曜・祝日を除く9時00分～17時00分までの間、前記(1)の部署にて交付する。

(3) 企画提案書及び競争見積書の提出期限、場所及び方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。なお、郵送の場合は受領期限までに必着のこと。)

【企画提案書】

① 提出期限 令和7年7月15日 17時00分

② 提出場所 (1)に同じ

【競争見積書】

① 提出期限 令和7年7月15日 17時00分

② 提出場所 (1)に同じ

(4) プレゼンテーション 令和7年7月18日 15時00分
実施場所については別途指示する。

(5) 競争見積の開封 令和7年7月24日 10時00分
新棟3階研修室②

(6) その他

提出された企画書及び見積書は返却しない。

5 交渉権者の選定について

(1) 選定方法

委託事業者の選定は、競争に参加する者の必要資格に関する事項を満たすものから受理した企画書の評価と予定価格の制限の範囲内の当業務案件に係る見積価格の評価を総合した評価(公募型企画競争方式)により第一交渉権者を決定する。

(2) 見積書の作成方法

交渉権者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって評価するので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した見積書を提出すること。

(3) その他

交渉権者が決定した場合は、決定後速やかに交渉権者の氏名・住所及び評価結果を競争参加者全員に通知する。

6 その他必要な事項

(1) 競争及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争参加保証金及び契約保証金 免除

(3) 競争参加者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、封印した見積書に誓約書及び2(1)の証明となるものを添付して入札書受領期限内に提出しなければならない。なお、競争参加者は、見積書開封日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 競争の無効

本公示に示した競争参加資格のない者の提出した企画書及び見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書及び見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約までに要する費用は、すべて各事業者の負担とする。

(7) 詳細は説明書による。